⑷　工事内容　本工事は、以下の工事を行うものである。

【建築工事】

車両整備場地区

・車両整備場新設　鉄骨造平屋建て　延べ面積　約1,970㎡×１棟

・倉庫１新設　鉄骨造平屋建て　延べ面積　約350㎡×１棟

・倉庫２新設　鉄骨造平屋建て　延べ面積　約450㎡×１棟

・附属建物等新設（非常用発電機室、自転車置場、キュービクル置場、ゴミ置場、コンクリート塀）一式

仮設託児所地区

・仮設託児所新設　鉄骨造平屋建て　延べ面積　約180㎡×１棟

【設備工事】

・仮設託児所新設　鉄骨造平屋建て　延べ面積　約180㎡×１棟

上記に係る設備工事　一式

【土木工事】

車両整備場地区

・車両整備場新設　鉄骨造平屋建て　延べ面積　約1,970㎡×１棟

・倉庫１新設　鉄骨造平屋建て　延べ面積　約350㎡×１棟

・倉庫２新設　鉄骨造平屋建て　延べ面積　約450㎡×１棟

・附属建物等新設（非常用発電機室、自転車置場、キュービクル置場、ゴミ置場、コンクリート塀）一式

上記に係る附帯土木工事（造成、給水、雨水、汚水及び撤去）一式

仮設託児所地区

・仮設託児所新設　鉄骨造平屋建て　延べ面積　約180㎡×１棟

上記に係る附帯土木工事（舗装、給水、雨水、汚水、環境整備及び撤去）一式

上記に係る詳細図等作成業務

⑸　工期　平成29年５月31日まで。ただし、仮設託児所については、平成28年９月30日までとする。

⑹　使用する主要な資機材

【建築工事】コンクリート　約2,500㎥、鉄筋　約300ｔ、鉄骨　約100ｔ、板ガラス　約70㎡

【土木工事】アスファルトフィニッシャ、タイヤローラ、マカダムローラ、バックホウ、ダンプトラック、ポリエチレン管　約400m、塩ビ管　約600m等

【電気工事】照明器具　約30台、盤　１面

【機械工事】マルチパッケージ型空調機　１組、換気扇　８台、ヒートポンプ給湯器　１組等

【通信工事】盤　１面

⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。

⑻　本工事は、発注者が競争参加希望者に見積の提出を求め、ヒアリングを通じて見積の妥当性を確認し、妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させるものである。見積の提出期限までに建築工事の型枠工事、鉄筋工事（鉄筋材料費を除く。）、左官工事に対する直接工事費（当該工事に必要な仮設費含む。）について記載した見積（以下「見積」という。）を提出するものとする（詳細は入札説明書による。）。

⑼　本工事では、見積の提出後、競争参加希望者の責任者、配置予定の技術者等からヒアリングを行い、見積の妥当性を確認するものとする。

⑽　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては中国四国防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

⑾　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年８月28日付支出負担行為担当官中国四国防衛局長）に示すところにより、装備施設本部長から岩国飛行場（H27）車両整備場等新設建築その他工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果通知を受けた者又は次に掲げる条件を全て満たす特定建設工事共同企業体以外の有資格者（以下「単体」という。）であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない。

⑵　装備施設本部長から「建築一式工事」に係る一般競争（指名競争）参加資格で級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望している（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けている。）。

⑶　装備施設本部長が算定した「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上である。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は1,000点以上である。

⑷　平成12年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地上１階建て以上、かつ、延べ面積1,000㎡以上（１棟当たり）の新設の建築工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成12年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地上１階建て以上、かつ、延べ面積300㎡以上（１棟当たり）の新設の建築工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」といい、旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。詳細は入札説明書による。

⑸　工事全般の施工計画が適正である。

⑹　次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できる。

ア　監理技術者は、１級建築施工管理技士、一級建築士又はこれらと同等以上の資格を有する者であると国土交通大臣が認定した者。

また、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

イ　主任技術者は、２級建築施工管理技士、二級建築士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これらと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

・建設業法（昭和24年法律第100号）第７条第２号イ、ロ又はハに該当する者。

ウ　平成12年度以降入札公告日までに元請けとして、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地上１階建て以上、かつ、延べ面積500㎡以上（１棟当たり）の建築工事に従事した経験を有すること（原則、着工から完成まで従事している。）（共同企業体の構成員の職員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

⑺　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、中国四国防衛局長から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（防経施第5989号。27．4．1）に基づく指名停止を受けていない。